

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4478
24年9月6日(金)
Tel・Fax 095-828-1953

「最賃」答申は不十分！ 各地で「異議申し出」相次ぐ



おはようございます。
地域別最低賃金(時給)改定について29日、すべての都道府県の地方最低賃金審議会で答申が出そろいました。全国加重平均5.1円増、現行の1004円から1055円となります。全国過半数の27県で目安に上乗せが答申されました。目安への上積みは2021年の7県、22年22道県の23年24県、4年連続の増加となり、私たちの行動で上乗せが行われることを示しています。
今回の答申で最大のユースは徳島の34円上

乗せです。29日に徳島地方審議会は現行の896円から過去最大の84円引き上げて980円にする答申を出しました。徳島県では徳島県労連など労働団体が意見陳述など最賃引き上げを求める多くの行動を行いました。昨年度全国で2番目の低さだった徳島の最賃。審議会は、労働者が必要とする生計費の根拠を、厚労省の標準生計費だけでなく、「労働者の生計費や賃金、企業の支払い能力を総合的に判断。(経済の)各指標について他都道府県と比較した際の徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金とする必要



がある」と説明した、と聞きます。

郵政ユニオンは、「最賃を上げれば、賃金は上がる」そして「最賃は上げられる！」を合言葉に、最賃の大幅引き上げを求めて取り組んでいます。まさに行動すればスローガン通り最賃は上げられることの実例だと思えます。
長崎では、中央の目安50円に上乗せ額5円を加えて、24年度の最賃

を953円とする答申が出されました。
長崎県では昨年23年度は45円引き上げ。22年度は32円、21年度は28円の引き上げで、今年度4年連続での過去最高の引き上げとなりました。しかし光熱費や食料品をはじめとした物価上昇は最賃の引き上げを大きく上回っています。

厚労省の国民生活基礎調査でも「生活が苦しい」が過去最悪の6割となり、物価を上回る賃上げが切実に求められている中、この金額ではまったく不十分で私たちが求める、全国一律1,500円とはかけ離れています。



このため、私たち郵政ユニオン長崎中局支部は8月30日、953円とした長崎地方最低賃金審議会に対して異議申し出を行いました。

異議申し立てはユニオン、長崎県労連と民生同盟の3者の合同で行い、各団体が提出した異議申

出書に対しての趣旨説明を行いました。ユニオンからは郵政最賃に絡めた13円の上乗せ、最低賃金953円では「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことは困難であること。私たちが必要とする最低賃金「1,500円」への道筋・プロセスの議論を行うよう求めました。

また意見交換の中で、「最賃法に謳っている生計費を厚労省が採用している標準生計費は「文化的な」という要素が抜けているのではないかと危惧している。基準には全労連などが行い提出している最低生計費調査を用いること」を審議会に伝えてほしいと要請を行いました。

私たちの異議申し出を受け9月3日に第5回審議会が開催されました。審議会にも支部から傍聴を行い、審議を見守りました。後日報告します。

「お詫びと訂正」
「未来」8月20日号、一段目の後部の「郵政最賃は9600円になります」は、9800円の誤りです。お詫びし訂正いたします

郵政ユニオン長中局支部が行った異議申し立て内容

異議申出書 (主旨部分)

8月16日、長崎地方最低賃金審議会より、長崎県最低賃金を1時間953円と定めるようにとの意見が貴職あてに提出され、同日付け長崎労働局一般公示第4号によりその意見の要旨が公示されましたが、この答申に対し、以下のとおり異議を申し出ます。

【異議の内容】

長崎県最低賃金を1時間953円と定めることに不服です。
中央審議会目安に対して5円の上乗せは、私たち郵政ユニオンが求めた13円以上の上乗せに遠く及びません。最低賃金近傍で働く労働者でも「健康で文化的な最低限度の生活」ができるよう、さらに大きく引き上げてください。



仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。
期間雇用社員の高齢者全員の正社員化を。めげず、均等待遇を。なぐさの差別！ユニオンは労契法裁判に勝利するぞ！